

# 一般財団法人フソウ育英会

## 奨学金給付規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人フソウ育英会（以下、「当財団」という。）定款第4条に規定する奨学金の給付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 当財団の奨学生となる者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 日本国内の大学、短期大学又は高等専門学校（以下、これらを総称して「大学等」という。）に進学予定の学生
- (2) 向学心を持ち、将来社会への活躍と貢献が期待できる者
- (3) 大学等での修学に必要な費用の不足が認められる者

### (奨学金の種類)

第3条 前条各号のすべてに該当する者に対し、奨学金を給付するものとする。

### (奨学金の金額)

第4条 奨学金の給付額は、月額 50,000 円とする。

### (奨学金の給付期間)

第5条 奨学生が奨学金の給付を受けることができる期間は、大学等への入学月から卒業月までの間とする。ただし、その者が在学する大学等の正規修学期間を上限とする。

### (募集)

第6条 当財団の代表理事（以下、「代表理事」という。）は、奨学金の給付を希望する学生を各年度予算の範囲内で募集する。

### (応募方法)

第7条 奨学金の給付を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を、在籍する高等学校を通じて当財団に提出するものとする。

- (1) 願書
- (2) 成績証明書（高等学校2年次の成績）
- (3) 推薦書（在学学校長の記名、押印があるもの。書式は自由）
- (4) 所得証明書（父母等の住民税課税所得の通知書又は証明書(写し)）
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (6) 申請者情報及び身元保証書
- (7) 住民票（本人及び願書に記載する家族全員）

(奨学生の採用)

第8条 代表理事は、事務局の選考を経て奨学生を決定する。

- 2 代表理事は、前項の奨学生を決定したときは、その結果を速やかに本人に通知する。
- 3 奨学生決定の通知を受けた者は、すみやかに本給付に関する誓約書を提出し、かつ、大学等入学後に在学証明書を提出することとし、これを以って正式に奨学生として採用となる。

(奨学金の給付)

第9条 当財団は、前条第3項の採用後、奨学生に対し、毎月25日に1カ月分の奨学金を奨学生本人名義の口座へ振替にて給付する。なお、25日が土日祝日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い土日祝日でない日に給付する。

- 2 前項の奨学金の受領については、金融機関の口座への振替完了をもって奨学生が受領したものとする。

(学業成績及び生活状況等の報告)

第10条 奨学生は、毎年6月末までに、次に掲げる書類を代表理事あてに提出しなければならない。

- (1) 成績証明書(前年度分)
- (2) 在学証明書(当年4月1日以降に発行されたもの)
- (3) 所得証明書(父母等の住民税課税所得の通知書又は証明書(写し))
- (4) 生活報告書

(届出義務)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を書面により事務局に届け出なければならない。

- (1) 転部、休学、復学、海外留学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所、電話番号その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき、また第10条及び第11条の義務を果たさなかったときは、奨学金の給付を休止することがある。

- 2 奨学生の学業などの状況により、補導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の給付を廃止することがある。

- (1) 在学する大学等で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は操行が著しく不良になったとき
- (4) 在学する大学等を退学したとき又は卒業が不可能であることが明らかとなったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) その他第2条に定める奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が、本規程に定める休止、停止及び廃止の各事由に該当しているにもかかわらず、当財団への届出を怠り、奨学金を受領したときは、その間に受領した奨学金を、当財団に対してただちに返還しなければならない。

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の併用)

第17条 日本学生支援機構（JASSO）、自治体、公的団体などからの奨学金（給付型及び貸与型）、また入学した大学の授業料免除等の学内奨学金と併用することができる。ただし、他の民間企業、団体が交付する奨学金（給付型及び貸与型）との併用はできないものとする。

(奨学生へのサポート)

第18条 当財団は、奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の助言及び奨学生の学業成績と生活状況に応ずる適切なサポートを行うことがある。

(雑則)

第19条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

- 2 この規程の重要な改訂は理事会の承認をもって行い、軽微な変更は代表理事が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、2019年9月17日より施行する。